

第90回定時株主総会招集ご通知添付書類

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書
監 査 役 会 の 監 査 報 告 書

京 阪 電 気 鉄 道 株 式 会 社

事業報告

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、東日本大震災からの復興需要が顕在化し、個人消費も底堅く推移するなど、緩やかな回復傾向がみられましたが、欧州債務問題や円高、原油価格の高騰など景気を下押しする要因もあり、依然として厳しい状況が続きました。

このような経済情勢のもとにおきまして、当社グループでは、各事業にわたり積極的な営業活動をおこなって、業績の向上に努めました結果、当連結会計年度の営業収益は2,656億2千9百万円（前期比61億1千8百万円、2.4%増）、営業利益は181億6千万円（前期比18億9千1百万円、11.6%増）となり、これに営業外損益を加減した経常利益は135億8千万円（前期比17億3千4百万円、14.6%増）となりました。さらに、これに特別損益を加減し、法人税等を控除した当期純利益は70億5百万円と、前期に比較して5億2千6百万円（8.1%）の増益となりました。

次に、事業別の状況についてご報告いたします。

運輸業

鉄軌道事業におきましては、京阪本線淀駅付近立体交差化工事の進捗に伴い、5月28日、同駅付近の上り線（京都方面行き）を高架線に切り替えるとともに、同駅の高架上り線ホームの使用を開始し、同日より京阪線においてダイヤを改定いたしました。これにより、上下線ともに高架化され、運転保安の強化および利便性の向上などに寄与いたしました。また、4月1日より、京福電気鉄道（嵯峨山線）においてICカードシステムを導入したことにより、同社のハウスカードである「らんでんカード」、「PiTaPa」および「ICOCA」の利用が可能となりましたほか、11月6日より、当社京阪線東福寺駅においてJR奈良線東福寺駅との「のりかえ口」の使用を開始するなど、更なる利便性の向上に努めました。さらに、京阪線の全設置対象車両に運転状況記録装置の設置を完了するなど、更なる運転保安の強化に向けた取組みも推進いたしました。当連結会計年度の当社の運輸成績は、生産年齢人口の減少などの影響により、総旅客数は2億7,939万人と、前期に比較して120万人（0.4%）の減少となりました。これに伴い、当社の旅客運輸収入は495億5千6百万円（前期比0.7%減）、これに運輸雑収を加えた鉄軌道事業営業収益は528億2千1百万円と、前期に比較して3億6千7百万円（0.7%）の減収となりました。

バス運送業におきましては、「ダイレクト エクスプレス 直Q 京都」号および関西国際空港リムジンバス京都線を増便するなど、競争力の強化を図りました。また、11月1日より、江若交通（株）において、堅田営業所管内の路線（一部路線を除く）にICカードシステム「PiTaPa」を導入いたしました。

しかしながら、平成22年10月にタクシー事業から撤退したことなどにより、運輸業全体の営業収

益は918億5千8百万円と、前期に比較して27億4千6百万円（2.9%）の減収となりました。

不動産業

不動産販売業におきましては、「京阪東ローズタウン」「東豊中プレミアム」「ローズヴィレッジくずはⅡ」などの土地建物を販売いたしました。また、マンションでは、「グランファースト千里桃山台」「ビジュアル琵琶湖 京阪浜大津」「ファインレジデンス三田」などを販売いたしました。

不動産賃貸業におきましては、更なる事業の拡大・強化をめざし、4月28日に東京都千代田区において賃貸ビル「永新ビル」（地上8階・地下2階建）を、6月20日に東京都世田谷区において「みかみビル」（地上12階・地下2階建）を、8月19日に東京都港区虎ノ門において「虎ノ門5森ビル」（地上10階・屋階2階・地下1階建）をそれぞれ取得いたしました。さらに、1月27日、東京都港区西新橋において「イースタンビル」（地上10階・地下3階建）を所有するイースタン興業(株)の全株式を取得いたしました。また、既存の賃貸ビルにおいても稼働率向上に努めました。

これらの結果、不動産業全体の営業収益は614億4千2百万円と、前期に比較して46億4千万円（8.2%）の増収となりました。

流通業

百貨店業におきましては、平成22年10月に開業した「京阪百貨店住道店」が通期で寄与いたしましたほか、京阪百貨店守口店において、食品フロアのリニューアルを実施するなど、競争力の強化を図りました。

ショッピングモールの経営におきましては、4月28日、KUZUHA MALL本館の一部リニューアルを実施し、都心型専門店ブランドを新規導入するなど、施設の魅力向上および収益力の強化を図りました。なお、平成26年春の増床リニューアルオープンに向けて、「もっと誇れるくずはへ」を開発コンセプトに、KUZUHA MALL第2期開発計画を着実に推進いたしました。

これらの結果、流通業全体の営業収益は976億3千7百万円と、前期に比較して15億7千6百万円（1.6%）の増収となりました。

レジャー・サービス業

ホテル業におきましては、京阪グループ経営ビジョン「“選ばれる京阪”への挑戦」において、最重要エリアのひとつと位置付けている京都における事業強化を目的として、(株)京都センチュリーホテルの株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。これにより、当社グループがJR京都駅周辺において運営するホテルは計5店舗となり、婚礼や宴会を含めた多様なニーズにお応えできる体制となりました。また、各事業にわたり国内団体旅客の誘致にも積極的に取り組むなど、東日本大震災による海外旅客の落ち込みからの回復に努めました。

これらの結果、レジャー・サービス業全体の営業収益は249億3千1百万円と、前期に比較して22億8千9百万円（10.1%）の増収となりました。

その他の事業

その他の事業全体の営業収益は13億2千7百万円と、前期に比較して1千2百万円（0.9%）の

減収となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、人口減少に伴う市場規模の縮小および少子高齢化の進行による市場構造の変化が進展し、これに伴って企業間競争がさらに激化するなど、一層厳しい状況が続くことが予想されます。

このような経営環境を乗り越えていくため、当社グループでは、将来にわたって当社グループが発展していくための打ち手を講ずるべく、平成26年度を目標年次とする中期経営計画を策定いたしました。本計画では、次の100年のために「強靱な京阪」の礎を築くことを基本方針とし、その具体的な経営課題として「安全の確保とリスクマネジメント能力の向上」「沿線の肥沃化による鉄道復権とノウハウの活用による事業拡大」「体質の強化」に取り組むこととしております。

これらの経営課題に対処するため、当社グループでは、全社的戦略として「徹底的な効率化による体質強化」および「沿線の再耕」に取り組んでまいります。「徹底的な効率化による体質強化」につきましては、事業部門における施策として、グループ内再編ならびに不採算事業や将来性のない事業からの撤退などを含む事業構造の抜本的な見直しを、管理部門における施策として、当社本社部門における「小さな本社」の実現に向けた取組みやグループ各社におけるコスト削減を推進してまいります。また、「沿線の再耕」につきましては、KUZUHA MALL第2期開発計画をはじめとする沿線戦略拠点の開発、グループ連携による観光営業施策の強化などを柱とする京都戦略、子育てしやすく高齢者にも優しい沿線づくりをめざした新規事業に取り組んでまいります。これらの施策を推進することにより、沿線に活力を生み出し、住みたい沿線、快適に暮らせる沿線を実現して、沿線人口の増加および沿線の領域拡大を図り、沿線の価値向上へとつなげてまいります。

また、事業別の戦略につきまして、運輸業におきましては、「安全・安心」を基本に運営体制の効率化を推進するとともに、お客さまのニーズに合わせたサービスの展開をめざしてまいります。不動産業におきましては、賃貸事業において保有資産のバリューアップおよびアセット・ポートフォリオ（資産構成）の最適化を戦略的に推進するとともに、販売事業においては短期回収型事業を継続してまいります。流通業におきましては、KUZUHA MALL第2期開発計画を着実に推進するとともに、プロパティマネジメント事業の更なる拡大を図ってまいります。レジャー・サービス業におきましては、観光需要の獲得に向けた取組みを強化するとともに、当社グループホテルの連携を強化し、お客さまからより一層信頼されるホテルブランドの構築を図ってまいります。

このように、徹底的な効率化を推し進めることにより体質の強化を図るとともに、今後の当社グループの成長に向けた布石となる事業に対し適切に経営資源を投入することにより、当社グループが一丸となって京阪ブランドの価値向上を図り、「選ばれる京阪」をめざし経営基盤の一層の強化および拡充に努めてまいりたいと存じます。

(3) 資金調達の状況

設備資金などに充当するため、当連結会計年度に第8回シンジケートローンにより90億円を借り

入れたのをはじめとして金融機関から所要の借入をおこなうとともに、当社は、平成23年7月20日第25回無担保社債100億円（利率年1.34%）および第26回無担保社債100億円（利率年0.88%）を発行いたしました。

なお、当連結会計年度末の有利子負債残高は3,358億6千4百万円となり、前期末に比較して255億9千5百万円増加いたしました。

（４）設備投資の状況

(イ) 当連結会計年度に完成した主な工事等は次のとおりであります。

1. 京阪本線淀駅付近立体交差化工事（運輸業）
2. 京阪線鉄道車両（13000系）4両新造（運輸業）
3. 京阪線鉄道車両（8000系）24両改造（運輸業）
4. 蒲生変電所更新工事（運輸業）
5. 京阪線森小路駅バリアフリー化工事（運輸業）
6. IC定期券等発売に伴う京阪線駅務機器改造工事（運輸業）
7. バス車両54両新造（運輸業）
8. 虎ノ門5森ビル取得（不動産業）
9. みかみビル取得（不動産業）
10. 永新ビル取得（不動産業）
11. 久御山ショッピングタウン増築工事（不動産業）

(ロ) 当連結会計年度末現在施行中の主な工事等は次のとおりであります。

1. 京阪線鉄道車両（13000系）16両新造（運輸業）
2. 京阪線鉄道車両（8000系）16両改造（運輸業）
3. 京阪線ATS（自動列車停止装置）更新工事（運輸業）
4. （仮称）くずは新駅ビル建設工事（不動産業）

（５）事業の譲渡ならびに他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

1. 当社は、当社および㈱ジェイティービーが出資する㈱JTＢ京阪トラベル（当社出資比率10%）に対し、平成23年7月1日、当社の連結子会社であった㈱京阪交通社（平成24年1月26日清算結了）の事業（一部の営業所を除く）を譲渡いたしました。
2. 当社は、平成23年7月25日、㈱京都センチュリーホテルの発行済株式総数の99.7%を取得し、同社は当社の連結子会社となりました。さらに、同年10月13日、同社との間で株式交換をおこない、同社は当社の完全子会社となりました。
3. 当社は、平成24年1月27日、イースタン興業㈱の全株式を取得し、同社は当社の連結子会社となりました。

(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第87期 (平成20年度)	第88期 (平成21年度)	第89期 (平成22年度)	第90期 (平成23年度) (当連結会計年度)
営 業 収 益 ^(百万円)	260,766	254,761	259,511	265,629
運 輸 業	86,665	83,843	94,605	91,858
不 動 産 業	33,416	44,408	56,801	61,442
流 通 業	103,921	94,665	96,060	97,637
レジャー・サービス業	37,673	36,538	22,641	24,931
そ の 他 の 事 業	15,017	11,033	1,339	1,327
消 去	△15,927	△15,727	△11,937	△11,566
当 期 純 利 益 ^(百万円)	7,401	4,498	6,478	7,005
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ^(円)	13.14	7.99	11.52	12.46
総 資 産 ^(百万円)	572,098	589,629	606,229	642,502
純 資 産 ^(百万円)	131,329	133,052	136,352	145,788

- (注) 1. 事業別の営業収益は、各事業間の内部取引を相殺消去する前の数値を記載しております。
2. 第89期から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号)および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号)を適用しており、事業区分をマネジメント・アプローチに基づいた区分に変更しております。これに伴い、第89期から、事業別の営業収益は変更後の区分に基づいて算出した数値を記載しております。

(7) 主要な事業内容および事業所（平成24年3月31日現在）

当社グループは運輸業をはじめ、不動産業、流通業、レジャー・サービス業およびその他の事業を営んでおります。

その事業所および施設の概要は次のとおりであります。

1. 運輸業

事業内容	主要な事業所または施設
鉄軌道事業	[当社] 営業キロ 91.1km、駅数 89駅、車両数 722両（大阪府、京都府、滋賀県） [叡山電鉄株] 営業キロ 14.4km、駅数 17駅、車両数 23両（京都府） [京福電気鉄道株] 営業キロ 12.3km、駅数 23駅、車両数 30両（京都府）
バス運送業	車両数 1,260両（乗合・特定 1,097両、貸切 163両） 営業所 26ヵ所（大阪府、京都府、滋賀県、福井県、石川県）
遊園地業	ひらかたパーク（大阪府）

(注) 当社の営業キロおよび駅数のうち、中之島線（営業キロ 3.0km、駅数 4 駅）は、中之島高速鉄道株が鉄道施設の保有主体となり、当社が第2種鉄道事業者として運行しております。

2. 不動産業

事業内容	主要な事業所または施設
不動産販売業	京阪電鉄不動産本店、枚方営業所、くずは営業所（以上大阪府） 京阪東ローズタウン営業所、宇治小倉営業所、京都営業所（以上京都府） 小野駅前営業所（滋賀県） 東京営業所（東京都）
不動産賃貸業	京阪堂島ビル、京阪御堂筋ビル、京阪淀屋橋ビル、京阪マーキス梅田、京阪ビルディング、京阪京橋駅ビル、京阪守口ビル、ステーションモール コア古川橋、くずはタワーシティ・フィットネスクラブ棟（以上大阪府） 久御山ショッピングタウン、京阪藤の森ビル、京阪京都ビル（以上京都府） 浜大津アーカス（滋賀県） みかみビル、虎ノ門5 森ビル、イースタンビル、永新ビル、京阪大手町ビル、インテージ秋葉原ビル（以上東京都）

3. 流通業

事業内容	主要な事業所または施設
百貨店業	京阪百貨店 京橋店、守口店、住道店、枚方店、くずは店（以上大阪府）
ストア業	[スーパーマーケット] フレスト 寝屋川店、香里園店（以上大阪府） 松井山手店（京都府）ほか1店舗（大阪府） DELISTA 天満橋店（大阪府） 京阪ザ・ストア 牧野店（大阪府） [コンビニエンスストア] アンスリー 33店舗（大阪府、京都府）
ショッピングモールの経営	[ショッピングセンター] 京阪シティモール、京阪モール、KUZUHA MALL（以上大阪府） [その他の商業施設] KiKi 京橋（大阪府）

4. レジャー・サービス業

事業内容	主要な事業所または施設
ホテル業	ホテル京阪天満橋、ホテル京阪京橋、ホテル京阪ユニバーサル・タワー、ホテル京阪ユニバーサル・シティ（以上大阪府） ホテル京阪京都、京都タワーホテル、京都タワーホテルアネックス、京都第2タワーホテル、京都センチュリーホテル、ロテル・ド・比叡（以上京都府） 琵琶湖ホテル（滋賀県） ホテル京阪浅草（東京都） ホテル京阪札幌（北海道）
観光船業	隻数 15隻、総トン数 3,377トン（大阪府、滋賀県）

(8) 従業員の状況 (平成24年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)
運 輸 業	4,868 [1,963]
不 動 産 業	360 [171]
流 通 業	844 [3,409]
レジャー・サービス業	522 [744]
その他の事業	12 [35]
全社(共通)	158 [29]
合 計	6,764 [6,351]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
2. 従業員数の合計は、前期末に比し17名減少いたしました。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 重要な子会社の状況 (平成24年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
京阪電鉄不動産(株)	3,394	100	不動産販売業
(株)ホテル京阪	1,600	97.0 (100)	ホテル業
(株)京阪百貨店	1,500	100	百貨店業
京福電気鉄道(株)	1,000	42.9	鉄軌道事業
(株)京阪ザ・ストア	450	95.6 (100)	ストア業
京都タワー(株)	300	84.3 (91.0)	ホテル業
叡山電鉄(株)	250	100	鉄道事業
(株)琵琶湖ホテル	150	70.2 (70.3)	ホテル業
京阪バス(株)	100	100	バス運送業
(株)京阪流通システムズ	100	100	ショッピングモールの経営

(注) () 内の数字は、当社の子会社の出資を含めた出資比率であります。

(10) 主要な借入先 (平成24年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株)日本政策投資銀行	53,393
中央三井信託銀行(株)	30,783
(株)三井住友銀行	19,935
(株)三菱東京UFJ銀行	13,483

- (注) 1. 上記には、シンジケートローンによる借入金(総額55,445百万円)を含んでおりません。
 2. 中央三井信託銀行(株)は、平成24年4月1日住友信託銀行(株)および中央三井アセット信託銀行(株)と合併し、三井住友信託銀行(株)となりました。

2. 会社の株式に関する事項（平成24年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 1,595,886,000株

（2）発行済株式の総数 565,913,515株

（注）自己株式3,505,502株を含んでおります。

（3）株 主 数 55,547名

（注）前期末に比し1,560名減少いたしました。

（4）大 株 主

株 主 名	持 株 数 (千株)	出 資 比 率 (%)
中 央 三 井 信 託 銀 行 (株)	22,587	4.02
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	18,259	3.25
(株) 三 井 住 友 銀 行	14,714	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	12,249	2.18
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	8,916	1.59
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	7,818	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (住友信託 銀行再信託分・阪急電鉄(株)退職給付信託口)	5,367	0.95
(株) み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	5,300	0.94
三 井 生 命 保 険 (株)	5,267	0.94
(株) 竹 中 工 務 店	5,124	0.91

（注）出資比率は、自己株式を除いて算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成24年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO兼COO (執行役員社長)	加藤 好文	経営統括室長、事業統括室長	
代表取締役 (専務執行役員)	小川 雅人	事業統括室副室長、アセット事業部・ 開発事業部担当 [不動産業統括責任者]	京阪電鉄不動産(株)取締役会長
取 締 役 (常務執行役員)	脇 博一	経営統括室副室長、事業統括室副 室長、安全推進部・鉄道企画部・ 鉄道営業部・工務部・電気部・ 車両部・大津鉄道部担当 [運輸業統括責任者]	
取 締 役 (常務執行役員)	末近 義治	くずはモール第二期開発推進室長、 事業統括室副室長 [流通業統括責任者]	(株)京阪流通システムズ代表取締役 社長 (株)京阪百貨店代表取締役会長 (株)京阪ザ・ストア代表取締役会長
取締役相談役 取締役会議長	佐藤 茂雄		大阪商工会議所会頭
取 締 役	佃 和夫		三菱重工業(株)代表取締役会長
取 締 役	北 修爾		阪和興業(株)代表取締役会長
監 査 役(常勤)	中田 努		
監 査 役(常勤)	井関 隆政		
監 査 役	家近 正直		弁護士
監 査 役	上野 至大		西日本電信電話(株)相談役

- (注) 1. 取締役佃 和夫、北 修爾の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役家近正直、上野至大の各氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役佃 和夫、北 修爾および監査役家近正直、上野至大の各氏を、東京証券取引所および大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役および監査役の異動
- (1) 平成23年6月21日、代表取締役社長 COO上田成之助、代表取締役副社長櫻井謙次、取締役高橋 温、同寺田千代乃の各氏は任期満了により退任いたしました。
- (2) 同日、定時株主総会の決議により取締役に末近義治、佃 和夫、北 修爾の各氏が新たに就任いたしました。
- (3) 同日、取締役会の決議により代表取締役社長 CEO兼COOに加藤好文、代表取締役に小川雅人、取締役相談役に佐藤茂雄の各氏が新たに就任いたしました。

(4) 平成24年1月31日、監査役林 恭造氏は死亡により退任いたしました。

5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役兼務の4名および次の8名であります。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
執 行 役 員	下 條 弘	安全推進部・工務部・電気部・車両部・大津鉄道部副担当、事業統括室部長 [運輸業統括]	中之島高速鉄道㈱代表取締役社長
執 行 役 員	向 井 寛 行	経営統括室副室長(事業開発担当)、くずはモール第二期開発推進室副室長	
執 行 役 員	永 井 博	監査内部統制室長、経営統括室副室長(総務・経理担当)	
執 行 役 員	塩 田 正	事業統括室部長 [運輸業統括]	京阪バス㈱代表取締役社長
執 行 役 員	木 村 靖 夫	事業統括室副室長(観光担当) [レジャー・サービス業統括責任者]	㈱ホテル京阪代表取締役CEO
執 行 役 員	三 浦 達 也	くずはモール第二期開発推進室副室長、事業統括室部長 [不動産業統括]	京阪電鉄不動産㈱代表取締役社長
執 行 役 員	太刀川 克 己	経営統括室副室長(経営政策・人事・広報宣伝担当)	
執 行 役 員	淺 井 栄 一	鉄道企画部副担当、事業統括室部長、鉄道営業部長 [運輸業統括]	㈱京阪ステーションマネジメント代表取締役社長 京阪ライブサポート㈱代表取締役社長

(2) 社外役員に関する事項

1. 当社と重要な兼職先との関係

当社と社外役員の重要な兼職先との間に、特別の関係はありません。

2. 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	佃 和 夫	平成23年 6 月21日に取締役役に就任後、開催された当事業年度の取締役会11回のうち 9 回に出席し、主に企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
	北 修 爾	平成23年 6 月21日に取締役役に就任後、開催された当事業年度の取締役会11回すべてに出席し、主に企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
社 外 監 査 役	家 近 正 直	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に、また、監査役会13回すべてに出席し、主に法的な見地から発言をおこなっております。
	上 野 至 大	当事業年度開催の取締役会14回すべてに、また、監査役会13回すべてに出席し、主に企業経営の経験に基づき発言をおこなっております。
	林 恭 造	平成24年 1 月31日に監査役を退任するまでの間、開催された当事業年度の取締役会12回すべてに、また、監査役会11回すべてに出席し、主に会計的な見地から発言をおこなっておりました。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役佃 和夫、北 修爾および監査役家近正直、上野至大の各氏との間で、各氏が職務をおこなうにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

取締役 11名 218百万円 (うち社外取締役 4名 14百万円)

監査役 5名 63百万円 (うち社外監査役 3名 20百万円)

(注) 1. 取締役および監査役の報酬等の総額には、平成23年6月21日任期満了により退任した取締役4名および平成24年1月31日死亡により退任した監査役1名の在任中の報酬等の額をそれぞれ含んでおります。

2. 上記のほか、平成16年6月29日開催の第82回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金支給決議に基づき、平成23年6月21日任期満了により退任した取締役1名に対し、退職慰労金8百万円を支給いたしました。

(4) 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

取締役(社外取締役を除く)の報酬は、内規の定めに従い、基本報酬および業績報酬(1株当たり当期純利益と配当額の組合せにより決定される会社業績連動報酬と個人業績連動報酬より構成)により構成することとしております。なお、報酬の一部を役員持株会に拠出し、当社株式の取得に充当することとしております。社外取締役の報酬は、内規の定めに従い、定額報酬としております。

また、報酬内容の決定に関する方針および各人別の報酬の額については、委員の過半数を社外取締役とする「指名・報酬諮問委員会」の答申を受け、取締役会が決定しております。

監査役(社外監査役を含む)の報酬は、監査役会が決定した内規の定めに従い、定額報酬としており、監査役の協議により決定しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

1. 会計監査人の報酬等の額

55百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

114百万円

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、第25回無担保社債および第26回無担保社債の発行に係るコンフォート・レターの作成を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、会計監査人の解任もしくは株主総会への会計監査人解任議案の提出を検討いたします。

また、会計監査人の職務遂行の状況等を考慮し、株主総会への会計監査人不再任議案の提出の可否を每期検討いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社および当社を中核とする京阪グループは、「経営理念」を誠実に実践して社会に貢献するとともに、運輸業を基幹としたライフステージネットワークを展開するという特性から、安全輸送の完遂を経営の基本としております。また、更なる経営の品格向上をめざして、経営理念の下に「経営姿勢」ならびに「行動憲章」を定め、法令および社会規範を遵守するとともに高い倫理を保ち、責任ある行動をとる旨を謳っております。このような当社グループの社会的責任を積極的に果たしていくため、「京阪グループCSR委員会」を平成17年7月に設置するとともに、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制（内部統制）の整備を推進し、その整備状況を検証して実効性を高めるため、平成18年6月同委員会の下に「内部統制委員会」を設置しましたほか、次の取組みをおこなっております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①「京阪グループCSR委員会」の下に「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」を設置するとともに、コンプライアンス推進組織として当社各部署およびグループ各社にコンプライアンス推進責任者およびコンプライアンス推進担当者を選任しております。なお、本推進組織により、反社会的勢力の排除についても取り組んでおります。
- ②「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」とコンプライアンス推進組織との間でコンプライアンスリスクに関する情報の相互提供をおこなうことにより、法令違反の未然防止および再発防止を図っております。
- ③「コンプライアンスおよびリスク管理専門委員会」は、階層別研修などの機会を通じてコンプライアンスに関する教育を実施するとともに、コンプライアンス・マニュアルを作成し従業員のコンプライアンス知識の向上を図っております。
- ④財務報告に係る内部統制につきましては、グループ各社の経理担当者と日常的な連携を保つとともに、連結財務諸表作成に際して連絡会を開催して留意事項などを周知しておりますほか、グループ各社を含む業務の文書化・評価を進めるなどその整備を進めております。また、統合会計システムの導入を進めることにより、数値管理の強化を図っております。
- ⑤当社およびグループ各社の役員、社員およびその他の従業員を対象に、「コンプライアンス・ホットライン」を開設し、通報を受けた情報につき事実関係の調査をおこない、当社各部署およびグループ各社に必要な対策を講じさせております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書取扱規程」に基づき、株主総会・取締役会その他重要な会議の議事録などの関係書類、重要な取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書保存期間類別に従い保存・管理するとともに、その安全管理（漏洩防止）対策の充実に努めております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①「危機管理規程」を制定し、危機情報の収集・管理・報告・公開、危機発生時の体制などの整備を図っております。これを受けて当社各部署は、「危機管理規程」に関する細則を定め、具体的な危機に対処する仕組みを整備しております。
- ②特に鉄道事業においては、鉄道事業法の定めに基づき、運輸業統括責任者を安全統括管理者に選任するとともに「安全管理規程」を制定し、安全管理体制を構築しております。また、安全輸送の確保、非常災害への対処方法などについては、運輸業統括責任者を委員長とする「鉄道保安総合委員会」で幅広く審議しておりますほか、運転保安については「保安監査」を実施して、その結果を社長に報告しております。
- ③このほか、「京阪グループCSR委員会」の下に「環境マネジメント専門委員会」および「情報セキュリティ専門委員会」を設置し、ISO14001に適合した環境マネジメントシステムを実施するとともに、情報セキュリティ管理体制を整備しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- ①グループ成長戦略を強力に推進するため、経営統括部門および当社グループの各事業を4つに区分した事業群に執行役員を配置する経営体制をとっております。
- ②取締役会は、当社グループ全体の3ヵ年を期間とする経営計画を策定し、これに基づき各事業群は業績目標を設定しております。取締役会は、その進捗状況を適宜管理するほか、業績達成の報告を受けるとともにこれに基づく効率性の分析報告を受けております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ全体の内部統制の整備を進めることにより、当社グループが利益ある成長を実現するための堅固な礎を築くため、「グループ会社管理規程」を制定しております。
- ②「京阪グループ情報システム戦略」を策定し、当社グループ全体のIT管理体制を確立して、ITに係る業務の適正の確保に努めております。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制

- ①監査役の職務を補助すべき組織として監査役室を設置し、同室員（監査役スタッフ）は、管理職3名としております。
- ②監査役スタッフの異動、評価その他の人事については、監査役の意見を徴し、これを尊重しております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社の使用人およびグループ各社の取締役は、定期的にその分掌する職務または会社の職務執行に係る事項を監査役に説明または報告しております。また、監査内部統制室は実施した内部監査の結果を監査役に報告しております。
- ②監査役は、取締役会のほか役員ミーティングに出席するものとし、取締役および執行役員には

役員ミーティングにおいて業務執行の状況を報告することを義務付けております。また、経営会議など重要な会議に関する資料または議事録は監査役の閲覧に供しております。

③稟議書類などの業務執行に関する重要書類は、監査役に回付し閲覧に供しております。

8. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

①監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するほか、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査環境の整備状況、監査上の重要課題などについて意見を交換し、代表取締役との相互認識を図っております。また、社外取締役とも必要に応じて会合をもち、情報交換をおこなっております。

②監査役は、会計監査人および監査内部統制室と定例会合をもつほか緊密な関係を保ち、組織的かつ効率的な監査体制を確保しております。

③「京阪グループ監査役協議会」を設置し、グループ各社の監査役の業務知識の向上と監査役間の情報交換をおこなっております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様との共同の利益に基づいておこなわれるべきものと考えております。また、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付のなかには、その目的などからみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させていくためには、①鉄道事業を基幹としたライフステージネットワークを展開するなかで培ってきたお客さま、株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会をはじめとするステークホルダーとの良好な信頼関係の維持・強化、②経営陣と従業員による経営理念・公共的使命・経営ビジョンの共有および経営の品格の向上、③多くのお客さまの人命を預かり、極めて公共性の高い鉄道事業を営む者として必要とされる、安定的な経営基盤の確立、鉄道事業を支える設備・人材・技術などに対する深い理解、安全対策をはじめとする中長期的な視点に立った設備投資、日々の安全輸送を完遂するための経営トップをも含めた安全マネジメントや従業員の教育訓練、および安全・安心の確保を最優先する企業風土づくりの継続的な推進、④鉄道事業と各事業の有機的な連携による相乗効果の発揮と京阪エリアの魅力向上により、京阪ブランドを醸成してこれを新たな事業展開の原動力とし、グループの総合力を最大限発揮していくための手法や発想の蓄積が不可欠であり、これらこそが当社の企業価値の源泉であると考えております。当社株式の大量買付をおこなう者が、当社の財務および事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益は損なわれることとなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない大量買付をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上のための取組み

当社グループは、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化をめざして策定した経営ビジョン「“選ばれる京阪”への挑戦」の実現に向けて京阪グループの成長を確実に具現するとともに、強靱な経営基盤を構築するため、平成21年度より平成23年度を目標年次とする3ヵ年計画「ATTACK 2011」を推進しております。

「ATTACK 2011」の概略は次のとおりであります。

①基本方針

難局に耐えうる強靱な経営基盤を構築し、いち早く経営ビジョンへ向けた成長を具現する。

②全社戦略

(1)基本戦略

1. 基幹事業の強化

- ・事業・資産の収益性・効率性を最大限まで高め、更なる成長へつなげる。

2. 事業・資産の見直し

- ・峻別と集中の観点から、事業・資産の見直し、再構築をおこなう。
- ・効率的経営のための再編統合を推し進めるとともに、戦略的意義を見出せない事業については、早期に撤退する。

3. 成長の具現

- ・各事業群は経営ビジョンの達成に向けて、自律的経営をおこない、競争力を強化することにより、キャッシュフローの最大化を図る。
- ・安全・正確・迅速・快適な輸送を担保するための設備投資を継続的に実施しつつ、それ以外の経営資源は不動産賃貸・流通・ホテルに集中することにより、運輸業に並ぶ事業としての育成を早急に図り、成長を加速させる。
- ・新規事業への取組みのほか、提携やM&Aにより新たな収益基盤を確立する。
- ・お客さまの嗜好や生活スタイルの変化に迅速に対応して事業を展開するなど、お客さま視点の営業力を強化する。

4. 経営体制・CSR

- ・変化の激しい経営環境を見ながら、純粋持株会社体制への移行を検討する。
- ・「スピード経営」「コンプライアンス経営」「ブランド経営」「環境経営」については更なる徹底を図り、経営の品格の向上をおこなう。

(2)エリア戦略

京阪グループの求心力は「京阪エリア」の魅力にある。4事業を有機的に連携させ、「京阪エリア」の魅力を総合的に高めることを最優先とする。また、選別した事業においてはエリア拡大を図り、更なる発展をめざす。

(3)ブランド戦略

京阪グループのブランドコンセプト共有化を強化するとともに、それぞれの事業が京阪ブランドの価値向上に役割を果たし、異なる事業を展開する京阪グループの総合力としての強みを発揮

する。

③事業戦略

(1)運輸業

安全・安心な公共交通サービスの提供を基本に、鉄道・バスによる利便性の高い交通ネットワークの構築とニーズを捉えた施策による利用促進を図り、収益の拡大と効率的な運営を追求する。

(2)不動産業

賃貸事業・短期回転型販売事業・都市開発の3つの事業において、バランスのとれた成長を図ることにより、安定的収益基盤を実現する。

(3)流通業

小売業においては粗利益率改善を中心とした収益力の向上と新規出店を、ショッピングセンターの経営においては既存施設の収益力強化とプロパティマネジメント事業の拡大を図り、高収益体質の実現と規模の拡大をめざす。

(4)レジャー・サービス業

宿泊特化型ホテルにおいて、ハード・ソフト両面の標準化により品質管理の徹底と効率化を進め、規模拡大に向けた体制・基盤の整備をおこなうとともに、利益の最大化を図る。

なお、当社グループは、平成24年度より新たな京阪グループ中期経営計画（平成24～26年度）を策定し、推進しております。新中期経営計画の概略については、株主総会参考書類10頁から11頁（一2. (2)「企業価値向上のための取組み」）に記載のとおりであります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社においては、経営陣の株主の皆様に対する責任の所在を明確化するため、当社の取締役の任期を1年としております。

さらに、現在、当社の取締役7名のうち2名は独立性を有する社外取締役を選任しており、また、監査役についても4名のうち2名は独立性を有する社外監査役を選任しております。これら社外取締役および社外監査役による当社経営に対する監督・監視機能の充実を図り、透明性の高い経営を実現するなど、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、平成21年5月12日開催の取締役会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の導入を決定し、これについて、平成21年6月24日開催の第87回定時株主総会においてご承認をいただいております。本プランの内容は次のとおりであります。

①本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿って導入を決定したものであります。

当社は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大量買付をおこなう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付がおこなわれる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉をおこなうことなどを可能とすることを目的としております。

②手続の設定

本プランは、(i)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または(ii)当社が発行者である株券等について、公開買付けをおこなう者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合およびその特別関係者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付その他の取得もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とし、こうした場合に上記①の目的を実現するために必要な手続を定めております。

当社の株券等について買付等がおこなわれる場合、当該買付等をおこなおうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、買付内容などの検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言などを記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等や当社取締役会から提出された情報、当社取締役会の代替案などが、独立性の高い社外者のみから構成される企業価値委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。企業価値委員会は、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示する代替案の検討、買付者等との協議・交渉などをおこないます。

③新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

企業価値委員会は、買付者等による買付等が本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合や、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合などにおいて、後述する新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、かかる新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告をおこないます。かかる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で会社が別途定める金額を払い込むことにより行使し、当社株式1株を取得することができ、また、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使が原則として認められないとの行使条件および当社が非適格者以外の者から当社株式1株と引換えに原則として本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。当社取締役会は、企業価値委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株

予約権の無償割当ての実施または不実施などの決議をおこなうものとします。ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合には株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関して株主の皆様のご意思を確認することができるものとされており、この場合には、当社取締役会は、株主意思確認株主総会の決議に従い、決議をおこなうものとします。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様への情報開示を通じて透明性を確保することとしております。

本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従って本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主の皆様が本新株予約権の行使手続をおこなわなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります（ただし、当社が当社株式の交付と引換えに本新株予約権の取得をおこなった場合には、株式の希釈化は生じません。）。

④本プランの有効期間および廃止

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、第87回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされています。

ただし、有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議がおこなわれた場合、または、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議がおこなわれた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

(注) 本プランの詳細な内容は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.keihan.co.jp/rightsplan/2009/>)に掲載しております。

(4) 取組みが基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

①基本方針の実現に資する特別な取組み（上記（2））について

上記（2）に記載した取組みは、当社の経営理念や鉄道事業者としての公共的使命を背景に、引き続き当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益の確保・向上を図るために策定したものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様のご共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

②基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記（3））について

本プランは、上記（3）①記載のとおり、当社の企業価値・株主の皆様のご共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入したものであり、基本方針に沿うものです。

特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入されたものであること、そ

の内容として本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみによって構成される企業価値委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず企業価値委員会の判断を経ることが必要とされていること、一定の場合には、本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様意思を確認することとされていること、企業価値委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を受けることができるとされていること、当社取締役の任期は1年とされていること、本プランの有効期間が3年間と定められたうえ、株主総会または取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

<ご参考>

なお、本プランは本総会終結の時をもって失効することから、当社は、平成24年5月9日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様からのご承認を条件に、本プランを更新することを決定しております。更新後の買収防衛策については、株主総会参考書類12頁から24頁（二「本プランの内容」）に記載のとおりであります。

(注) 本事業報告中、百万円単位以上の記載金額は百万円未満を、万人単位の旅客数および千株単位の株式数は表示単位未満をいずれも切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	137,064	流 動 負 債	184,947
現金及び預金	18,626	支払手形及び買掛金	10,295
受取手形及び売掛金	25,845	短期借入金	107,000
有価証券	560	1年以内償還社債	420
販売土地及び建物	81,055	未払法人税等	2,489
商 繰 延 税 金 資 産	1,816	繰 延 税 金 負 債	2
繰 延 税 金 資 産	2,329	前 受 金	22,066
そ の 他	7,148	賞 与 引 当 金	2,611
貸 倒 引 当 金	△316	商品券等引換損失引当金	309
		そ の 他	39,752
固 定 資 産	505,438	固 定 負 債	311,767
有形固定資産	449,878	社 債	81,363
建物及び構築物	185,268	長 期 借 入 金	140,450
機械装置及び運搬具	11,628	長 期 未 払 金	5,611
土 地	221,993	繰 延 税 金 負 債	8,442
建 設 仮 勘 定	22,684	再評価に係る繰延税金負債	36,203
そ の 他	8,303	退 職 給 付 引 当 金	14,855
無形固定資産	8,370	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	582
投資その他の資産	47,188	そ の 他	24,257
投資有価証券	32,149		
長期貸付金	644	負 債 合 計	496,714
繰 延 税 金 資 産	4,840	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	9,639	株 主 資 本	107,680
貸 倒 引 当 金	△85	資 本 金	51,466
		資 本 剰 余 金	28,818
		利 益 剰 余 金	28,752
		自 己 株 式	△1,357
		その他の包括利益累計額	35,493
		その他有価証券評価差額金	4,624
		土地再評価差額金	30,869
		少 数 株 主 持 分	2,613
		純 資 産 合 計	145,788
資 産 合 計	642,502	負 債 純 資 産 合 計	642,502

連結損益計算書

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		265,629
営業費用		
運輸業等営業費及び売上原価	221,274	
販売費及び一般管理費	26,194	247,468
営業利益		18,160
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	513	
雑収入	1,256	1,789
営業外費用		
支払利息	5,031	
持分法による投資損失	52	
雑支出	1,286	6,369
経常利益		13,580
特別利益		
補助金	1,092	
工事負担金等受入額	694	
投資有価証券売却益	357	
債務整理益	119	
固定資産売却益	53	2,316
特別損失		
減損損失	1,891	
固定資産圧縮損	800	
固定資産除却損	273	
特別退職金	252	
投資有価証券評価損	29	
その他の特別損失	195	3,442
税金等調整前当期純利益		12,454
法人税、住民税及び事業税	4,709	
法人税等調整額	517	5,226
少数株主損益調整前当期純利益		7,227
少数株主利益		221
当期純利益		7,005

連結株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			少数株主 持 分	純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証 券評価 差額金	土 地 再評価 差額金	その他の 包括利益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	51,466	28,819	24,430	△1,347	103,369	4,757	25,780	30,538	2,445	136,352
連結会計年度中の変動額										
剰 余 金 の 配 当			△2,812		△2,812					△2,812
当 期 純 利 益			7,005		7,005					7,005
土地再評価差額金 取 崩 額			3		3					3
連結範囲の変動			125		125					125
自己株式の取得				△14	△14					△14
自己株式の処分		△0		4	3					3
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変 動 額 (純 額)						△132	5,088	4,955	168	5,124
連結会計年度中の変 動 額 合 計	—	△0	4,321	△10	4,311	△132	5,088	4,955	168	9,435
当 期 末 残 高	51,466	28,818	28,752	△1,357	107,680	4,624	30,869	35,493	2,613	145,788

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 36社

主要な連結子会社の名称 京阪バス(株)、京阪電鉄不動産(株)、(株)京阪流通システムズ、(株)京阪百貨店

このうち、イースタン興業(株)及び(株)京都センチュリーホテルは株式を取得したため、ケービー・エンタープライズ(株)は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。なお、従来、連結の範囲に含めておりました(株)京阪交通社は清算したため、(株)京阪フィナンシャルマネジメントは京阪電気鉄道(株)と、京阪バスサービス(株)はケービー・エンタープライズ(株)と合併したため、連結の範囲から除外いたしました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 京阪カインド(株)

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)のそれぞれの合計額等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法を適用した非連結子会社 該当ありません

持分法を適用した関連会社の数 2社

中之島高速鉄道(株)、(株)大阪マーチャンダイズ・マート

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な非連結子会社及び関連会社の名称 京阪カインド(株)、枚方PFI学校環境サービス(株)

持分法を適用していない理由

当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)のそれぞれの合計額等が、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用を除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの

主として期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品

主として売価還元法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

販売土地及び建物

個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯 蔵 品

主として移動平均法に基づく原価法

(2) 有形固定資産の減価償却の方法(リース資産を除く)

主として定率法によっておりますが、一部については定額法によっております。

(3)リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4)引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

④役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において、役員退職慰労金に関する内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤商品券等引換損失引当金

一定期間経過後に収益計上した未引換の商品券等について、将来の引換時に発生する損失に備えるため、合理的に見積もった将来引換見込額を計上しております。

(5)その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①工事負担金等の会計処理

当社及び連結子会社のうち2社は、鉄軌道事業における連続立体交差化工事や踏切道拡幅工事等をおこなうにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として受けている工事負担金等を、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

③のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しております。平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後におこなわれる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、特別損失の「その他の特別損失」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「投資有価証券評価損」は27百万円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

現金及び預金	1百万円
建物及び構築物	81,365百万円
機械装置及び運搬具	9,388百万円
土地	75,833百万円
その他の有形固定資産	888百万円

(2)担保に係る債務

短期借入金	200百万円
長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	51,090百万円
長期未払金（1年以内償還予定額を含む）	6,628百万円
買掛金	0百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	373,315百万円
4. 保証債務等	
保証予約額	30,867百万円
5. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額	162,004百万円
6. 土地の再評価	

土地の再評価に関する法律及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律に基づき、事業用土地の再評価をおこない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第5号に定める方法によっております。

再評価をおこなった年月日 平成14年3月31日

(連結損益計算書に関する注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株 式 数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株 式 数 (株)
発行済株式				
普通株式	565,913,515	—	—	565,913,515

3. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月21日 定時株主総会	普通株式	1,406	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月22日
平成23年11月8日 取締役会	普通株式	1,406	2.5	平成23年9月30日	平成23年12月1日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月19日 定時株主総会	普通株式	1,406	利益剰余金	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月20日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入や社債の発行によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理などの方法によりリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、時価や発行体の財務状況の把握を定期的におこなっております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対してデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用し支払利息の固定化をおこなっております。なお、デリバティブ取引は借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引はおこなわない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	18,626	18,626	—
(2) 受取手形及び売掛金	25,845	25,845	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	182	184	1
② その他有価証券	19,101	19,101	—
(4) 支払手形及び買掛金	(10,295)	(10,295)	—
(5) 短期借入金	(67,445)	(67,445)	—
(6) 社債（1年以内償還予定額を含む）	(81,784)	(84,709)	2,925
(7) 長期借入金（1年以内返済予定額を含む）	(180,005)	(185,630)	5,625
(8) 長期未払金	(5,611)	(5,611)	—
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)社債

当社グループの発行する社債の時価は、主として市場価格に基づき算定する方法によっております。

(7)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8)長期未払金

長期未払金は主に鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する長期債務であり、変動金利によるものであるため、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(9)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額2,718百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)②その他有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル及び賃貸商業施設等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
161,361	199,340

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定された金額、その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	254円57銭
1株当たり当期純利益金額	12円46銭

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	81,839	流 動 負 債	132,216
現金及び預金	7,415	短期借入金	85,667
未収運賃	1,595	リース債	84
未収収入	3,634	未払金	14,709
短期貸付	7	未払消費税	2,451
商品	13,964	未払法人税等	205
販売土地及び建物	73	預り連絡	1,376
貯蔵品	50,828	預り	584
前払費用	1,092	前受運賃	6,715
繰延税金資産	1,783	前受	2,105
その他の流動資産	1,196	前受収入	16,790
貸倒引当金	1,364	賞与引当金	811
	△1,117	その他の流動負債	630
			83
固 定 資 産	442,567	固 定 負 債	265,441
鉄道事業固定資産	187,925	社債	80,000
兼業固定資産	154,364	長期借入金	118,612
各事業関連固定資産	2,964	リース債	130
建設仮勘定	22,363	長期未払金	4,777
投資その他の資産	74,949	再評価に係る繰延税金負債	36,203
関係会社株式	44,514	退職給付引当金	8,350
投資有価証券	20,973	債務保証損失引当金	519
長期貸付	4,907	資産除去債	210
繰延税金資産	2,783	長期預り敷金保証金	16,615
その他の投資	3,818	その他の固定負債	22
貸倒引当金	△2,047		
		負 債 合 計	397,657
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	91,289
		資本金	51,466
		資本剰余金	28,818
		資本準備金	12,868
		その他資本剰余金	15,950
		利益剰余金	12,361
		その他利益剰余金	12,361
		繰越利益剰余金	12,361
		自己株式	△1,357
		評価・換算差額等	35,460
		その他有価証券評価差額金	4,591
		土地再評価差額金	30,869
		純 資 産 合 計	126,749
資 産 合 計	524,407	負 債 純 資 産 合 計	524,407

損益計算書

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
鉄軌道事業		
営業収益	52,821	
営業費	47,047	
兼業利益		5,773
営業収益	25,987	
営業費	18,914	
利益		7,073
事業利益		12,847
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,149	
その他の収益	595	1,744
営業外費用		
支払利息	4,371	
その他の費用	983	5,355
経常利益		9,237
特別利益		
工事負担金等受入額	689	
投資有価証券売却益	281	
債務整理益	119	
固定資産売却益	35	
抱合せ株式消滅差益	32	1,158
特別損失		
工事負担金等圧縮額	616	
減損損失	1,236	
関係会社株式評価損	273	
特別退職金	252	
投資有価証券評価損	29	
関係会社整理損	14	
ゴルフ会員権評価損	3	2,426
税引前当期純利益		7,968
法人税、住民税及び事業税	2,751	
法人税等調整額	747	3,499
当期純利益		4,469

株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	51,466	12,868	15,950	28,819	10,701	10,701	Δ1,347	89,639
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					Δ2,812	Δ2,812		Δ2,812
当 期 純 利 益					4,469	4,469		4,469
土地再評価差額金取崩額					3	3		3
自己株式の取得							Δ14	Δ14
自己株式の処分			Δ0	Δ0			4	3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	Δ0	Δ0	1,660	1,660	Δ10	1,649
当 期 末 残 高	51,466	12,868	15,950	28,818	12,361	12,361	Δ1,357	91,289

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	4,755	25,780	30,536	120,176
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				Δ2,812
当 期 純 利 益				4,469
土地再評価差額金取崩額				3
自己株式の取得				Δ14
自己株式の処分				3
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	Δ164	5,088	4,923	4,923
当 期 変 動 額 合 計	Δ164	5,088	4,923	6,573
当 期 末 残 高	4,591	30,869	35,460	126,749

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末前 1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

販売土地及び建物	個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
----------	--

2. 有形固定資産の減価償却の方法

鉄軌道事業取替資産	取替法
建物	定額法
その他の有形固定資産	定率法

ただし、鉄軌道事業固定資産のうち「大津線」の構築物、車両、機械装置については定額法
また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

(4) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 工事負担金等の会計処理

鉄軌道事業における連続立体交差化工事や踏切道拡幅工事等をおこなうにあたり、地方公共団体等より工事費の一部として受けている工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。

(2)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産

鉄軌道事業固定資産 154,865百万円

(2)担保に係る債務

長期借入金（1年以内返済予定額を含む） 44,606百万円

長期未払金（1年以内償還予定額を含む） 6,628百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 293,081百万円

4. 事業用固定資産

有形固定資産

土 地 180,084百万円

建 物 87,080百万円

構 築 物 62,327百万円

車 両 5,201百万円

そ の 他 5,792百万円

無形固定資産 4,769百万円

5. 保証債務等

(1)保証債務額 1,527百万円

(2)保証予約額 43,015百万円

6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 15,381百万円 長期金銭債権 5,153百万円

短期金銭債務 4,664百万円 長期金銭債務 8,371百万円

7. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額 156,235百万円

8. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律に基づき、事業用土地の再評価をおこない、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。再評価の方法は、土地の再評価に関する法律施行令第2条第3号及び第5号に定める方法によっております。

再評価をおこなった年月日 平成14年3月31日

(損益計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 営業収益 78,809百万円

3. 営業費

運送営業費及び売上原価 36,702百万円 販売費及び一般管理費 11,849百万円

諸税 4,303百万円 減価償却費 13,106百万円

4. 関係会社との取引高

営業収益 11,173百万円 営業費 13,113百万円

営業取引以外の取引高 2,676百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当 期 首 株 式 数 (株)	当 期 増 加 株 式 数 (株)	当 期 減 少 株 式 数 (株)	当 期 末 株 式 数 (株)
普通株式	3,476,511	40,066	11,075	3,505,502

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加40,066株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少11,075株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金繰入限度超過額、有価証券等評価損であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、退職給付信託設定益であります。

(実効税率の変更)

平成23年12月2日付で「経済社会の構造変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(法律第117号)が公布されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が40.6%から平成24年4月1日以後平成27年3月31日までに開始する事業年度に解消が見込まれるものについては37.9%、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれるものについては35.6%にそれぞれ変更しております。

この変更により、当期末の繰延税金資産の純額が278百万円減少し、法人税等調整額が542百万円、その他有価証券評価差額金が263百万円それぞれ増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債が5,084百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、一部所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属 性	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	(株)京阪流通システムズ	直接100%	建物の賃貸 役員の兼務	建物の賃貸 (注1)	4,959	長期預り敷 金保証金	4,684
子 会 社	(株)琵琶湖ホテル	直接71.36% 間接 0.10%	資金の援助 借入金の債 務保証	資金の貸付 (注2)	3,000	短期貸付金	3,000
			借入金の保 証予約 役員の兼務	債務保証 (注3) 保証予約 (注4)	510 1,768	— —	— —
関連会社	中之島高速 鉄道(株)	直接33.50%	借入金の保 証予約 役員の兼務	保証予約 (注5)	30,562	—	—

取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 建物の賃貸については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 債務保証は、(株)日本政策投資銀行からの借入金510百万円に対して付しております。

(注4) 保証予約は、(株)滋賀銀行からの借入金1,768百万円に対して付しております。

(注5) 保証予約は、(株)日本政策投資銀行ほかからの借入金30,562百万円に対して付しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 225円37銭

1株当たり当期純利益金額 7円95銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月16日

京阪電気鉄道株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 原 信 之 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 西 原 健 二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 平 岡 義 則 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京阪電気鉄道株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京阪電気鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月16日

京阪電気鉄道株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田原 信之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西原 健二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平岡 義則 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京阪電気鉄道株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、会社の諸規程の整備及び実施状況の調査を行い、適宜取締役並びに使用人及び内部監査部門等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類その他重要な書類を閲覧、審査し、主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針及びその取組みについては、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については必要に応じて子会社の取締役等から事業の報告を受けるほか、子会社に赴いて業務の執行状況及び財産の管理状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されているその取組み内容は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月18日

京阪電気鉄道株式会社 監査役会

監査役(常勤) 中 田 努 ㊟

監査役(常勤) 井 関 隆 政 ㊟

社外監査役 家 近 正 直 ㊟

社外監査役 上 野 至 大 ㊟

(注) 社外監査役林恭造は、平成24年1月31日逝去により退任いたしました。

× 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, starting from the top line and extending to the bottom of the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

× 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, starting from the top line and extending to the bottom of the page.